## 平成28年第2回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年2月9日、13時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第2回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は30名

1番 小林 20番 羽野 勝己 敏生 2番 松尾 彰(欠席) 21番 伊藤 猛 3番 田中 諭 22番 田子森 博美 櫻木 キクエ (欠席) 4番 山﨑 信 23番 5番 後藤 干城 24番 原田 俊昭 6番 櫻木 和雄(欠席) 25番 石井 隆壽 (欠席) 7番 井上 良夫 26番 西川 幸男 8番 窪山 茂隆 27番 穴見 義夫 9番 田中 眞知子 保孝(欠席) 28番 宮本 釡堀 豊 29番 井手 10番 峯勝 11番 德永 辰雄 30番 大隈 弘子 12番 髙着 土良 (欠席) 洋 31番 森 13番 矢野 忠德 32番 和佐野 光晴(欠席) 14番 古川 ますみ 33番 德田 清則 15番 田中 学 34番 日吉 慶一 16番 鶴川 昌洋 35番 小嶋 嘉則 17番 大山 36番 正晴 源次 才田 18番 樋口 博幸 3 7 番 森部 賢一 19番 橋本 計

## 3. 付議事項

・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

・報告第2号 農地改良届出について

・報告第3号 農地法第4条の規定による届出について

・議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について

・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について

・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

・議案第4号 農地転用計画変更申請について

・議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

・議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

・議案第7号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 篠 原 崇 浩

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 岩 切 範 宏

係長高岩浩司

事務吏員 松尾康年

事務吏員 篠原崇浩

( 開会 13:30 )

議長 ただ今から、平成28年第2回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。

本日は、2番松尾彰委員、6番櫻木和雄委員、12番髙着土良委員、23番櫻木キクエ委員、25番石井隆壽委員、28番宮本保孝委員、32番和佐野光晴委員が欠席であります。従いまして、ただ今の出席委員は30名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に15番田中学委員、16番鶴 川昌洋委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (高岩) 1 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。 4 頁まで 2 0 件ございます。以上、 報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、意見なし。

議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事 務局。

事務局 (高岩) 5 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1 件でございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。

27番 (穴見委員)番号1番について説明します。理由は、周辺より土地が低く排水が悪いため、 地上げを行い、畑として利用するものであります。別に問題はないと思います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、意見なし。

議長 次に、報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (髙岩) 6 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1 件でございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。

20番 (羽野委員)本件について説明します。理由は、耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を 建築するものです。

議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 質問、異議なし。

議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務 局の説明を求めます。事務局。

事務局 (髙岩) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明 を求めます。

担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、申請者全員について確認しましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。

次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局 (髙岩) 10頁をお願いします。議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担 当委員は36番才田委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

- 36番 (才田委員)欠席委員の28番宮本委員にお願いしたいと思います。
- 議長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に28番宮本委員、36番才田委員を選任します。 よろしくお願いします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

- 事務局 (篠原)審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。
- 議長事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は20番羽野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 20番 (羽野委員) 31番森委員にお願いしたいと思います。
- 議 長 31番森委員よろしいですか。
- 31番 (森委員)はい、了解いたしました。
- 議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に20番羽野委員、31番森委員を選任します。よ ろしくお願いします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

- 事務局 (篠原)審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担 当委員の32番和佐野委員は欠席されていますので、24番原田委員どなたかあっせん委員 の推薦をお願いします。
- 24番 (原田委員) 欠席委員の2番松尾委員にお願いしたいと思います。
- 議長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

- 事務局 (篠原)審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。
- 議長事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は11番徳永委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 11番 (徳永委員) 16番鶴川委員にお願いしたいと思います。
- 議長 16番鶴川委員よろしいですか。
- 16番 (鶴川委員)はい、了解いたしました。
- 議長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。 よろしくお願いします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

- 事務局 (篠原) 11頁をお願いします。議案朗読をもって説明。13頁まで11件ございます。ご 審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま す。4番山﨑委員。
- 4 番 (山﨑委員)審議番号1番について説明します。理由は、相手方の要望と高齢のため離農するものであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。 ご審議方よろしくお願いします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。29番井手委員。

- 29番 (井手委員)審議番号2番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足のためであります。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番 (徳田委員)審議番号3番について説明します。理由は、経営拡大と離農のためであります。 農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5 番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。理由は、経営拡大と離農のためであります。 何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく お願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員は、欠席されていますので、24番原田委員お願いします。

24番 (原田委員)審議番号5番について説明します。理由は、経営拡大と労力不足のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。6番櫻木委員は、欠席されていますので、3番田中委員お願いします。

3 番 (田中委員)審議番号6番について説明します。理由は、経営拡大と離農のためであり、譲渡人が無償で贈与するものです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。23番櫻木委員は、欠席されていますので、35番小嶋委員お願いします。

35番 (小嶋委員)審議番号7番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足のためであります。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。 ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員)審議番号8番について説明します。理由は、相手方の要望と経営縮小のためであります。問題ないと判断しております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。なお、次の審議番号10番と関連しておりますので、一括審議といたします。15番田中委員。

15番 (田中委員)審議番号9番及び10番を一括して説明します。理由は、譲受人の耕作の便を 良くするため、相手方と協議の末に交換の成立が整ったものであります。何ら問題はないと 思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番及び10番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号9番及び10番について、許可することに賛成の方の挙 手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番及び10番は許可といたします。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。1番小林委員。

1 番 (小林委員)審議番号11番について説明します。理由は、経営拡大と経営縮小のためであります。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求め ます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 事務局。

事務局 (篠原) 14頁をお願いいたします。議案朗読。本件は当初、自己用住宅を建築する計画でしたが、造成工事完了後に急な県外への転勤により、計画を断念せざるを得なくなったためです。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

ここで、一旦休憩いたします。

〈 休憩 14:20~14:35 〉

議 長 それでは、会議を再開いたします。

ここで、議案第5号及び第6号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。

事務局 (篠原)議案第5号及び第6号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説

明。(ビデオ放映)

議長 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (篠原) 15頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま す。28番宮本委員は欠席されていますので、36番才田委員お願いします。

36番 (才田委員)審議番号1番について説明します。理由は、山間部の農地であり、高齢により 耕作困難となったため、植林を行い山林として利用するものです。ご審議方よろしくお願い します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。31番森委員。

31番 (森委員)審議番号2番について説明します。理由は、耕作の利便性を高めるため、農業用 倉庫及び苗床を整備するものです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いし ます。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員)審議番号3番について説明します。理由は、山間部の農地であり、高齢により 耕作困難となったため、植林を行い山林として利用するものです。ご審議方よろしくお願い します。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局 の説明を求めます。事務局。

事務局 (篠原) 16頁をお願いします。議案朗読をもって説明。17頁まで4件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま す。4番山﨑委員。

4 番 (山﨑委員)審議番号1番について説明します。理由は、既存の公民館は老朽化しており改築が必要であるが、敷地が土砂特別警戒区域のため申請地に建て替えるものです。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。

27番 (穴見委員)審議番号2番について説明します。理由は、再生可能エネルギー法による新規

事業参入のためであります。雨水排水は、道路側溝に流します。問題はないと思います。ご 審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8 番 (窪山委員)審議番号3番について説明します。申請人及び申請地等を朗読。理由は、申請 人は現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、既存の側溝に流 します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員は、欠席されていますので、24番原田委員お願いします。

24番 (原田委員)審議番号4番について説明します。理由は、申請人は現在、借家住まいのため 自己用住宅を建築するものです。雨水排水は、既存の側溝に流します。何ら問題はないと思 います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局 (松尾) 18頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。20番羽野委員。 (羽野委員) ありません。

議長 31番森委員。

31番 (森委員) ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

20番

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議長事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。 2番松尾委員、32番和佐野委員は欠席であります。24番原田委員。

24番 (原田委員) ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議長事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。 25番石井委員は欠席であります。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議長事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。 25番石井委員は欠席であります。26番西川委員。

26番 (西川委員)ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案等の審議は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:08)